

平成19年度国家予算に対する

# 重点要望事項

自由民主党新潟県支部連合会

# 平成19年度国家予算に対する重点要望事項

本県では、一昨年の新潟県中越大震災など、相次ぐ災害からの復興に引き続き全力を尽くすと共に、県民生活に直結する医療・教育・福祉の充実をはじめ、県経済の回復基調の維持・発展など、本県の抱える政策課題に対応した施策を展開し、自立した新しい新潟県の創造に向けて邁進しているところである。よって以下の事項については、新潟県における最重要課題であることから特段の配慮を求めるものである。

## 1 外務省関係

- (1) 2008年主要国首脳会議（サミット）の新潟市における開催  
・2008年に日本で開催される主要国首脳会議（サミット）開催地について、横浜市及び新潟市とすること

## 2 厚生労働省関係

- (1) 医師需給の地域間格差の解消について （内閣府、文部科学省）
  - ① 医師不足地域の医学部への定員増を図ること  
平成9年の「医学部定員の削減に取り組む旨の閣議決定」はあるものの、医師の地域偏在を踏まえ、都道府県の人口規模に応じた医学部定員の再配分を図ること（全国平均にした場合、現在100人→140人）
  - ② へき地勤務の義務化を図ること  
病院または診療所の管理者となる要件に、へき地医療、救急医療等に一定期間勤務することを義務付ける方策を講じること。
- (2) 「新潟版トクホ制度」の創設（国権限の県への委譲）について （内閣府）  
本県特産品（米・柿・食用菊等）を使用し、企業が県内において製造する保健機能食品のうち、審査が簡略化されている「特定保健用食品（規格基準型）」の許認可について、国権限を県に委譲すること。
- (3) 人材の育成・移出に対する支援制度の創設について （内閣府・経済産業省）  
地方で生み育てた子供達が大都市に流出して行くことに対して、「人材育成移出交付金制度「仮称」を創出し、地方への支援策を講じること。
- (4) 合併市町村に係る災害救助法の特例適用について  
合併前の旧市町村単位で災害救助法の適用基準を満たしている場合には、合併前後一定期間、旧市町村単位で災害救助法の適用の適否を判断して、

合併後の市町村に適用するとともに、旧市町村に係る救助経費を支援すること。

### 3 経済産業省関係

#### (1) ガソリンなど石油製品の国家備蓄について

製油所が一箇所しかない日本海側で、自然災害などにより突発的に石油製品が不足することを回避するため、本県に石油製品の国家備蓄拠点を設置すること。

#### (2) ジョブカフェ事業の継続について

本県は、中越大震災からの復興途上にあり、今後の雇用情勢は依然、予断を許さない状況にあり、特に、若年者の雇用確保が大きな課題となっていることから、「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）事業」を被災地「新潟」での特例的な扱いとして 19 年度以降においても継続し、若年者効用対策の一層の拡充・強化を図ること。

#### (3) 原子力安全規制体制の強化刷新に向けた取り組みについて

原子力発電所立地地域住民の声に真摯に耳を傾け、原子力安全規制体制の中長期的なあり方について、原子力安全・保安院の分離独立も含め、あらゆる角度からの見直しに着手すること。

#### (4) 新エネルギー等の導入推進体制の充実・強化について

新エネルギー、クリーンエネルギーの導入促進を図るため、本県に豊富に存在する風力、天然ガス等の利活用促進に向けた取り組みに対し、必要な支援策を講ずること。

①大規模な風力発電の導入促進に対する支援

②天然ガスを原料とする DME（ジメチルエーテル）利用技術の開発・普及促進及びその拠点形成に向けた取り組みに対する支援

#### (5) 電源地域の自主的・自立的発展について

国のエネルギー政策に大きく貢献している電源地域が、自主的・自立的に雇用対策や定住対策等に取り組むことで恒久的な発展が遂げられるよう、電源三法交付金の見直しを図ること。

①電源地域の住民や企業が直接メリットを受けることのできる電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分）の単価引き上げ

②電気多消費型企業の新規立地を通じた電源地域の振興に直接結びつく原子力発電施設周辺等地域企業立地支援事業（F 補助金）の契約電力の上限（2,500Kw）撤廃

## 4 農林水産省関係

- (1) 「米づくりの本来あるべき姿」を実現する需給調整手法の確立
  - ①産業として自立する農業を育成するため、農業者・農業者団体が主体となる需給調整システムへ、19年産から着実に移行すること。
  - ②担い手がやる気の持てる「売れる米づくり」を推進するため、19年産米の県別需要量は、販売実績に応じた算定とすること。
- (2) 森林整備地域活動支援交付金制度の継続と拡充について

平成18年度で終了する本制度については、適切な森林整備をより強力に推進するため、

  - ①制度の実施期間を5ヵ年延長すること。
  - ②交付対象となる積算基礎森林の要件を緩和すること。
- (3) WTO 農業交渉における我が国の主張の強力な展開について
  - ①WTO 農業交渉に当たっては関係国と連携を図りながら、農業の多面的機能や食糧安全保障などを基本とした我が国の主張の実現に向けて交渉に全力を挙げて取り組むと共に、わが国農業の構造改革に悪影響が無いよう交渉を進めること。
  - ②特に、市場アクセスについては我が国及び本県農業に及ぼす影響が大きいことから、次の事項については、十分な配慮がなされるよう交渉に取り組むこと。
    - 各国の農業を巡る条件の違いを無視する上限関税の設定は断じて導入すべきでないこと。
    - 重要品目については、その数を十分確保すると共に、関税割り当て数量のさらなる拡大とならないようにすること。
- (4) 特別栽培農産物にかかる表示ガイドラインにおける確認体制強化等について

特別栽培農産物に対する消費者の高い信頼性を確保するため、ガイドラインに沿った農産物であることが担保される仕組みとすること。
- (5) 野菜価格安定制度の見直しについて

国野菜指定産地の指定要件を緩和すること。

  - 一般基準の作付け面積要件を重複指定産地の特例措置(現行一般基準の8割)と同程度まで下げること。
  - 出荷要件を現行の共販率2/3(67%)から60%とすること。
- (6) 外食における原産地表示の促進について
  - ①外食における原産地表示を更に促進するため、具体的な取り組みや内容の紹介や相談体制など効果的な普及対策を図ること。

- ②特に、国民の関心の高い牛肉については、JAS 法に基づく品質表示を新たに制定し、牛肉トレーサビリティ法に規定された特定料理提供業者を始め、牛丼などの牛肉を主たる原材料とした料理を提供する事業者に対して原産地表示を義務付けるなど、実効性の高い対策を図ること。

(7) 高病原性鳥インフルエンザ発生時における防疫対策の明確化と

自治体の負担軽減について

- ①高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫対策を行うため、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜防疫指針」の早期見直しを実施すること。

- 感染鶏である抗体陽性鶏の防疫指針の中で明確にすること。

- ②防疫対策にかかる自治体の負担を軽減すること。

- 迅速な防疫対応を行うため、飼養者に代わり自治体を実施する防疫措置に対しては、全額交付金対象とするなど十分な財政措置を行うこと。

(8) 漁業と遊漁の調整について

(国土交通省)

漁業と遊漁の共存による漁業の安定的な発展と地域の活性化のため、両者の実効ある調整が不可欠であることから、次の事項について推進すること。

- 水産基本法が掲げる遊漁者等の責任を明確にすると共に、その責務が確実に実施されるよう遊漁組織の制度化を図ること。

- マスコミや教育の場等を活用して遊漁に関するルールやマナーの啓発普及に努めること。

- 放置船を排除するため、関係省庁と調整のうえ、係留保管施設の整備確保を進めると共に、係留場所に関する登録義務の制度化を図ること。

(9) コイ春ウイルス血症（SVC）防疫体制の強化について

- ①SVC 国内侵入を阻止する為の防疫体制を強化すること。

- ②効果的な予防・治療方法を早期に確立すること。

(10) 森林の整備・保全のための財源確保について

地域における多様で健全な森林の整備・保全を推進するため、安定的な財源確保策を講じること。

(11) 新たな「食料・農業・農村基本計画」の実現に向けた施策について

(内閣府)

- ①圃場整備の担い手育成経費に対する地方財政措置

- 税源移譲の対象となった「元気な地域づくり交付金促進費交付支援」に係る地方財政措置を平成 19 年度以降も確実に行うこと。

- ②新農業水利システム保全整備事業の継続実施

- 「農業水利システム保全計画」の策定が確実に見込まれ、事業進度について関連事業との調整を要する地区については、新農業水利システム保

全整備事業を継続すること。

③農業農村整備の総合的評価手法の早期確立

新たな「食料・農業・農村基本計画」を推進するためには、国民・消費者の理解を得ることが不可欠なことから、農業農村の持つ多面的な機能などについて、総合的に評価する手法を早期に確立すること。

④生態系に配慮した環境整備関連事業の推進

頭首工の魚道改修など生態系に配慮した環境整備関連事業について、財源スキームの弾力化を図ること。

⑤汚水処理施設整備交付金の制度改善

更新期を迎える農業集落排水施設と公共下水道との接続が合理的な場合は、交付金による整備を可能とすること。

(12) 農業施設の管理・更新について

(環境省)

①ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

○現行制度では、中小企業者等（従業員が100人以下の学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人含む）に対しては、独立行政法人環境再生保全機構が運用する「PCB基金」からの助成金及び国からの「施設整備費国庫補助金」により、処理料金の70%が軽減されることとなっているが、土地改良区についてもこの制度の適用対象となるよう制度の改正及び働きかけを行うこと。

○新潟県から北海道への運搬費等の費用も膨大となることが予想されることから、回収・運搬等に対する支援を行うこと。

②土地改良施設の耐雪向上等に係る支援

○積雪寒冷地における揚水機場等では、自然落雪型の屋根への改造や落下した雪を消融雪する施設とする必要があることから、整備が可能となるよう要綱等の改正を行うこと。

○施設を適切に維持管理するため除雪に対し支援すること。

○雪びなど雪の特殊事情を考慮した設計基準を作成すること。

## 5 国土交通省関係

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について (内閣府)  
日本海沿岸東北自動車道の  
①中条 IC～朝日 IC 間 30Km の整備計画区間の整備を促進すること。  
②朝日 IC～山形温海 IC 間 39Km の基本計画区間を早期に自動車専用道路として事業着手すること。
- (2) 道路財源の確保について (内閣府・財務省)  
国並びに地方の道路特定財源の見直しに当たっては、地方の意見を十分に聞いた上で検討し、地方の道路整備に支障が無いよう財源確保をすること。
- (3) 総合的な雪対策について (内閣府)  
①信頼できる冬期道路交通確保への強力な支援について  
○道路除雪費への補助の拡大を図ること。  
○集落を孤立させない幹線道路の雪崩対策を講じること。  
②雪崩対策事業を推進すること。  
③市街地などにおける克雪住宅の面的な整備を推進すること。  
④融雪式などの克雪住宅に係る課税の特例措置について  
○融雪式などの克雪住宅の克雪機能を有する部分に対して、税制上の特例措置を講ずること。  
○克雪住宅において融雪のために消費した電気量、燃料費等について、所得税および住民税の所得控除の対象とする特例措置を講ずること。
- (4) 「7.13 新潟豪雨災害」・「10.23 新潟県中越大震災」の早期復旧について  
平成 16 年 7 月 13 日の梅雨前線豪雨、10 月 23 日の新潟県中越大震災により、甚大な被害が発生した河川や土砂災害について、再度災害の防止を図るため、改良復旧等の早急かつ確実な整備をすること。  
①改良復旧事業の促進  
○災害復旧助成事業（五十嵐川・刈谷田川・猿橋川・中之島川）  
○河川災害復旧等関連緊急事業（信濃川【直轄】・刈谷田川）  
②既存ダムの有効活用等の施策の促進  
○堰堤改良事業（刈谷田川ダム）  
③砂防・地すべり激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業の促進  
○砂防激甚災害対策特別緊急事業（麻生田川他 1 箇所）  
○地すべり激甚災害対策特別緊急事業（土ヶ谷地区他 2 箇所）  
○特定緊急砂防事業（荷頃川他 2 箇所）
- (5) 直轄事業の推進と大規模事業の直轄化について  
直轄事業の推進と大規模事業の直轄化による整備促進を図ること。

○芋川、大河津可動堰の直轄事業の推進

○金衛町海岸侵食対策の直轄事業化

(6) 災害に強い県土づくりについて

本県は毎年のように水害や土砂災害に見舞われていることから、災害を未然に防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりのための社会資本整備を着実に推進すること。

①河川整備・ダム建設及び土砂災害防止対策の着実な推進

②災害に強い道路の整備

③災害警戒避難体制の整備・充実

・防災情報基盤整備及びハザードマップ作成等

(7) 高規格道路の整備促進と利便性向上について

①高速自動車道の暫定2車線区間を4車線化すること

○上信越自動車道 信濃町IC～上越IC間38Km

○磐越自動車道 西会津IC～新潟中央IC間69Km

②社会実験中のスマート・インターチェンジを恒久化すること

③地域高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」、「長岡東西道路」を整備促進すること。

(8) 地方の道路整備の推進について

①合併後の市町村内の地域連携の強化や住民が安心して暮らせる生活環境の創造のため、地域生活を支えている道路を整備すること。

○合併市町村間の連携を強化する道路整備

一般国道291号竹沢拡幅、主要地方道佐渡一周線東海岸道路

○歩道など交通安全施設の充実・強化

一般国道117号（十日町市尾崎～下条）、一般県道荒浜中田線（柏崎市劔）

バリアフリーの歩道整備の一層の強化

交通バリアフリー法に基づく特定道路の整備

長岡駅周辺地区、柏崎駅周辺地区

②既存の社会資本を最大限有効に活用するために、道路施設の維持管理に対する支援を拡充すること。

(9) 新潟駅周辺整備の促進について

平成19年に日本海側で初の政令指定都市への移行を目指している新潟市における新潟駅周辺の整備を促進すること。

○JR信越本線等連続立体交差事業

○周辺道路、駅前広場の整備

(10) 安全で快適な環境づくりについて

地球環境への負荷の軽減と生活環境が両立し、良好な街並み、うるおいのある安全な居住環境が確保されたコンパクトで魅力的なまちづくりを推進



すること。

①道路と鉄道と他の交通施設との結節性の向上や狭隘な踏み切りによる渋滞、事故の解消を目的とする街路事業（立体交差化）を促進すること。

○（都）亀田停車場線（駅との結節性の向上）

○（都）横山町亀貝線（踏切対策）

②市街地再開発事業など、既成市街地の防災機能の向上や街なか居住の促進等により、中心市街地の活性化を図る市街地整備を促進する。

○大手通中央東地区市街地再開発事業（震災復興関連）

○新発田駅前土地区画整理事業（中心市街地活性化支援）

③災害時に避難地や救護・救援活動の拠点となる防災機能を持った都市公園などの整備を促進すること。

○鳥屋野潟公園ほか

#### (11) 快適な生活空間の創造について

①良質で低廉な住宅・宅地供給を促進するため、住宅市街地基盤整備事業を推進すること。

○住宅・宅地開発関連事業の推進（「パークタウン稲保」ほか）

②安全で快適な生活をおくるため、普及の遅れている本県の下水道について、計画的な整備を推進すること。

ア) 流域下水道の整備を推進すること

○流域下水道関連未供用市町村の解消及び普及率の向上

イ) 公共下水道の整備を推進すること

○下水道計画のある全市町村の供用及び普及率の向上

○都市における浸水対策による安全・安心の構築

#### (12) 湯沢町三俣地区に対する地域振興策の実施について

湯沢町三俣地区に対する地域振興策の実施

#### (13) 安全で環境と調和の取れた河川の一元管理について

信濃川・阿賀野川の新潟県管理区間を直轄区間に編入すること

#### (14) 国際拠点港新潟港、直江津港の整備と機能強化について

中国を中心とした対東アジアとの物流が急増する中、輸送コストの低減につながる港湾機能の強化を図ること。

○新潟港東港地区：西水路第2号岸壁（－14m）の早期着手

○新潟港西港地区：港の機能確保及び土砂処分場の早期着手

○直江津港（エネルギー港湾）防波堤の整備促進

#### (15) 新潟空港の機能強化について

世界に開かれた広域国際交流圏を形成するため、地域拠点空港である新潟空港と海外空港との発着枠の確保及び滑走路の整備に取り組み、空港機能強化を図ること。

- 中国及び台湾との路線の積極的な開設
- 新潟空港 3,000m 級滑走路の整備
- (16) 地方の活力を生む港湾の整備について
 

地域の活力を支える港湾の整備を促進するため、必要な財源を確保し、港湾整備事業を協力を推進すること。

  - 重点投資流通港・リサイクルポート「姫川港」の整備促進
  - 特定地域振興重要港湾「岩船港」の整備促進
  - 両津港、柏崎港及び寺泊港の整備促進
- (17) 安全で豊かな海岸の整備について
 

日本海特有の冬期風浪からの国土保全を図ると共に、利用しやすく親しみの持てる海岸を形成するため、海岸整備事業を強力に推進すること。

また、侵食傾向の治まらない新潟海岸（協定海岸部）を直轄事業として着手すること。

  - 直轄海岸保全施設整備事業の着手〔新潟海岸（協定海岸部）〕
  - 直轄海岸保全施設整備事業の促進〔新潟港海岸〕
  - 海岸保全施設整備事業の促進〔新潟港海岸、岩船港海岸、姫川港海岸、両津港海岸、小木港海岸〕
- (18) 佐渡空港の整備と運行費支援制度の適用について
 

離島の振興を促進するため、佐渡空港の整備を支援すると共に、離島航空路に対する国の運行費支援制度を拡張すること。

  - 佐渡空港 2,000m 滑走路の整備
  - 佐渡一新潟線に対する国の運行費支援制度の適用

## 6 環境省関係

- (1) 水俣病被害者に対する救済ともやい直しの促進について
  - ①救済制度を分かりやすい形に見直し、水俣病被害者救済を進めること。
    - 平成 16 年 10 月の水俣病関西訴訟最高裁判決以降の状況を踏まえ、救済制度について改めて見直し水俣病被害者を含む国民が理解しやすい形に整理した上で、一刻も早い水俣病被害者救済に努めること。
  - ②「もやい直し」を促進するための施策を講ずること。
    - 水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の取り組みを今後本県でも継続的かつ円滑に実施できるよう、水俣病全面解決までの国の恒久対策として予算への反映も含め支援策を講ずること。
- (2) トキの保護増殖の推進について
  - ①「環境再生ビジョン」に掲げられた佐渡島でのトキの野生復帰の実現に向け、「トキ保護増殖事業計画」に基づき生息環境の再生と放鳥に向けた計画的体制整備を進めるとともに、十分な財源措置を講ずること。

- ②平成15年10月に締結された「日中共同トキ保護計画」により、トキの個体交換や技術交流を促進すること。

## 7 警察庁関係

### (1) 警察官の増員について

厳しさを増す治安情勢や警察活動を取り巻く新たな課題が増加する中で県民の安全と安心を直接担う警察活動を更に強化し、政令指定都市を要する県としてふさわしい警察体制の人的基盤を強化するため、警察官の増員措置を講ずること。

## 8 内閣府関係

### (1) 拉致問題の早期解決について (外務省、内閣府)

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・強調し、拉致問題の全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

- ① 拉致問題が具体的に進展するよう、経済制裁措置を発動するなど、北朝鮮に対し強く交渉すること。
- ② 曾我ミヨシさんの安否確認と横田めぐみさんの詳細な情報提供を求めること。
- ③ 拉致の疑いのある大澤孝司さんなど、特定失踪者の事実確認に努めること。
- ④ 拉致実行犯の引渡しを引き続き北朝鮮に対し、強く求めること。

## 9 総務省関係

### (1) 郵政事業民営化に伴う地域住民の利便性確保について

- ① 離島や過疎・中山間地域の郵便局を維持すること。
- ② 離島や過疎・中山間地域における郵便局機能存続のための措置を実施すること。
  - 現行の郵便サービス水準の維持
  - 貯金・為替・保険等金融サービス水準の維持

### (2) 中山間地域等における携帯電話不感地域の早急な解消制度の

創設について

中山間地域など条件不利地域における携帯電話不感地域の早急な解消を図るため、電波利用料を活用するなど、採算の合わない地域において携帯電

話の整備を行う民間事業者への直接的な支援制度を創設すること。

## 10 法務省関係

### (1) 新潟空港、新潟港及び直江津港のC・I・Q体制の強化について

新潟空港、新潟港及び直江津港におけるC・I・Q体制を充実すること。

○訪日観光客及び国際貨物の増加に対応する人員体制の一層の充実

### (2) 地域経済の活発化に向けた外国人投資家の入国・在留資格等の

緩和について

外国人投資家からの投資の拡大と地域への定住を促進し、地域経済活動の活発化を図る上で障害となる出入国管理法の一部規制緩和を図ること。

○外国人の入国・在留資格の規制緩和（地域の活性化に資する投資を行うことを理由とした入国・在留の容認）

○外国人の在留期間の規制緩和（現行3年を5年へ）

○外国人の永住許可申請に要する在留期間の短縮（現行5～10年を3年へ）

## 11 人事院関係

### (1) 「地域手当」の支給地域について

（総務省）

新潟市を地域手当の支給地に加えること。

## 新潟県中越大震災に関する国への要望

県では、全力を挙げて被災地の復旧・復興に取り組んでいるところであるが、甚大な地盤被害に加え、2年連続の豪雪により、依然として厳しい状況にある。

被災地の一日も早い復旧・復興を成し遂げるには、引き続き国からの支援が不可欠であり、中山間地域の復興モデルとなるよう、又、震災の経験や教訓を将来に伝えると共に「安心・安心」の防災立県をめざすために、以下の措置を講ずるよう要望し特段の配慮を求めるものである。

- 1 応急仮設住宅の供与期間の延長手続きの円滑化に対する  
配慮について** (内閣府、厚生労働省、国土交通省)  
中越大震災に係る応急仮設住宅の供与期間延長が円滑に行われるよう、事前の協議に際して、迅速な事務処理を計ること。
- 2 震災メモリアルと総合的教育研究機関の整備について** (内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)  
中越大震災の特徴的な被災箇所を保存するメモリアル拠点、被災・復興の経験と記録を収集・保存・展示する施設（震災アーカブス・ミュージアム）及び総合的教育研究機関（防災に関するシンクタンク・災害に関する専門家養成機関）の整備について、財政支援等の配慮をすること。
- 3 災害復旧応援職員の受入経費の支援について** (総務省)  
市町村における災害復旧事業に係る他団体からの応援派遣職員の人件費及び宿舍借り上げ料など諸々の費用について、平成17年度に引き続き特別交付税で措置すること。
- 4 災害に強い水道施設整備への支援拡充について** (厚生労働省)  
国の中越地震水道被害調査報告を受け、中山間地域の被害特性を踏まえた見直しが検討されている「水道耐震化計画策定指針（案）」の検討方向等に沿った水道施設整備を行うための補助率の嵩上げや水道管入れ替えに対する採択要件（敷設後20年以上）の緩和を行うこと。
- 5 錦鯉養殖施設災害復旧事業の継続について** (農林水産省)  
錦鯉養殖施設災害復旧事業に係る新たな予算措置を講ずること。
- 6 小規模住宅地区等改良事業について** (国土交通省)  
小規模改良住宅建設の際、木造一戸建ての建設を補助対象とすること。